

○寡婦等医療費給付規則

平成18年 3月 6日

規則第79号

改正 平成18年 4月11日規則第190号
平成18年 9月26日規則第207号
平成20年 3月18日規則第11号
平成22年 9月17日規則第16号
平成22年10月27日規則第20号
平成25年 3月29日規則第22号
平成26年 9月30日規則第14号
平成27年 3月 9日規則第 4号
平成28年 3月 1日規則第 5号
平成30年 3月30日規則第10号

(目的)

第1条 この規則は、寡婦等に対して医療費の一部を給付することにより、寡婦家庭の健康保持と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 寡婦等 次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）

第6条第4項に規定する寡婦

イ 法第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、18歳以上20歳未満の児童（18歳に達した日以後の最初の4月1日から20歳に達する日の属する月の末日までの者）を扶養しているもの及びその扶養を受けている児童

(2) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。

(3) 被保険者等 医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養

者をいう。

(4) 保険証 被保険者証、組合員証、加入者証又は被扶養者証等保険給付を受けるために発行された証をいう。

(5) 医療費 医療保険各法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）その他医療に関する法律等の規定による医療に要する費用の額

(6) 医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又はこれらに準ずる者をいう。

(受給者)

第3条 この規則により医療費の給付を受けることができる者（以下「受給者」という。）は、市の区域内に住所を有する被保険者等（市の区域内に住所を有しないものであって、国民健康保険法第116条又は第116条の2の規定により市が行う国民健康保険の被保険者であるものを含む。）で次の各号のいずれかに該当するものを除く寡婦等とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者

(2) 70歳に達した日の属する月の翌月以後の者

(3) 国民健康保険法第116条又は第116条の2の規定により他の市町村の国民健康保険の被保険者である者

(4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定に基づく医療費の給付を受けることのできる者

(5) 乳幼児、小中学生、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付規則（平成18年久慈市規則第77号）第3条の規定により医療費の給付を受けることができる者

(6) 本人の前年の所得（1月から7月までの受療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が185万円を超える額である者

(7) 同一の生計を営む世帯の全員の前年の所得の合計額が335万円を超える額である者

(給付の額)

第4条 この規則により給付する額は、受給者に係る医療費について、医療機関等の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養

費支給申請書ごとに、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により受給者が負担すべき額（国又は地方公共団体の負担により給付される額、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。以下「受給者負担額」という。）から、入院外に係る医療費については1,500円、入院に係る医療費については5,000円を控除した額の10分の8に相当する額とする。ただし、医療保険各法の規定により同一の世帯について一部負担金等を合算することにより高額療養費及び高額介護合算療養費（以下「高額療養費等」という。）が算定される場合においては、受給者負担額は、当該合算した額から高額療養費等を控除した額を一部負担金等の額に応じて按分することにより算定した額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、受給者及び同一の生計を営む世帯の全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による当該年度分の市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を全額免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合の給付の額は、受給者負担額の10分の8に相当する額とする。

（受給者証の交付申請）

第5条 この規則により医療費の給付を受けようとする者は、あらかじめ、寡婦等医療費受給者証交付（更新）申請書（様式第1号。以下「受給者証交付（更新）申請書」という。）に別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、医療費の給付を受けようとする者が、第2条第1号イに規定する者の場合は当該配偶者のない女子がこれを行わなければならない。

（受給者証の交付）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、この規則による医療費の給付を受ける資格（以下「受給資格」という。）があると認めた者については寡婦等医療費受給者証（様式第2号。以下「受給者証」という。）を交付するとともに、寡婦等医療費受給者証交付台帳（様式第3号）に記載し、受給資格がないと認めた者については寡婦等医療費受給者証交付（更新）不承認通知書（様式第4号）によりその旨を通知するものとする。

- 2 前項の受給者証は、毎年8月1日に更新するものとし、受給者証交付（更新）申請書により7月1日から同月31日までの間に行わなければならない。ただし、届出

事由等に変更がないことが明らかであると認められる場合には、受給者証交付（更新）申請書の提出を求めないことができる。

3 受給者は、第3条の規定に該当しなくなったとき、又は受給者証の有効期間が満了したときは、受給者証を速やかに市長に返還しなければならない。

（受給者証の再交付）

第7条 受給者は、前条の規定により交付された受給者証を破損し、又は亡失したときは、寡婦等医療費受給者証再交付申請書（様式第5号）を市長に提出して、受給者証の再交付を申請することができる。

（給付の始期）

第8条 この規則による医療費の給付は、第6条の規定による受給者証の交付を受けた日の属する月の初日以後の療養について行うものとする。

（給付の終期）

第9条 受給資格を失った場合における医療費の給付は、受給資格を失った日の属する月の末日までに受けた療養について行うものとする。

（受給者証の提示）

第10条 受給者は、療養を受けようとするときは、当該療養を受けようとする医療機関等に対し、保険証とともに受給者証を提示しなければならない。

（医療費の給付申請）

第11条 受給者は、この規則による医療費の給付を受けようとするときは、医療機関等に医療費の一部負担金を支払い、寡婦等医療費給付申請書（様式第6号）を提出し、医療機関等記入欄の記載を受けた上、市長に対して、申請をしなければならない。

（給付の決定）

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは寡婦等医療費給付決定通知書（様式第7号）により、不適当と認めるときは寡婦等医療費給付却下通知書（様式第8号）により、その旨を受給者に通知するものとする。

（届出の義務）

第13条 受給者は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 受給者証に記載されている事項、保険種別、被保険者名、組合員名又は加入者名、保険者名又は組合名、保険証の記号又は番号、附加給付の内容、受給資格の該当要件、口座番号、銀行名その他振込先に係る事項並びに受給者及び同一の生計を営む世帯の全員の市民税の課税の有無について変更があったときは、寡婦等医療費受給資格変更届（様式第9号）により届出を行うものとする。

(2) 受給資格を失ったときは、寡婦等医療費受給資格喪失届（様式第10号）により届出を行うものとする。

(3) 給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、第三者行為傷病届（様式第11号）により届出を行うものとする。

（損害賠償金との調整）

第14条 市長は、医療費の給付事由が第三者の行為によって生じた場合であって、受給者が疾病又は負傷について損害賠償金を受けたときは、損害賠償の額の範囲内において医療費を給付しないものとし、この場合において、既に医療費を給付しているときは、医療費の額に相当する金額を返還させることができるものとする。

（医療費の返還）

第15条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の給付を受けた者があるときは、その者から給付した医療費の額に相当する金額を寡婦等医療費返還通知書（様式第12号）により、返還を命ずることができる。

（備付帳簿）

第16条 市長は、次に掲げる帳簿を備え付けるものとする。

- (1) 寡婦等医療費受給者証交付台帳（様式第3号）
- (2) 寡婦等医療費給付台帳（様式第13号及び様式第13号の2）
- (3) 寡婦等医療費助成事業収入金等整理台帳（様式第14号）

（補則）

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年3月6日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の久慈市寡婦等医療費給付規則（平成

6年久慈市規則第13号)又は山形村寡婦等医療費給付規則(平成10年山形村規則第10号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成18年4月11日規則第190号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年9月26日規則第207号)抄

(施行期日等)

第1条 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

2 この規則による改正後の乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付規則(以下「新乳幼児等給付規則」という。)、母子家庭医療費給付規則、寡婦等医療費給付規則及び老人医療費給付規則の規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

(寡婦等医療費給付規則の一部改正に伴う経過措置)

第4条 第3条の規定による改正前の寡婦等医療費給付規則の様式による寡婦等医療費受給者証は、当分の間、同条の規定による改正後の寡婦等医療費給付規則の様式によるものとみなす。

2 第3条の規定による改正前の寡婦等医療費給付規則の様式による寡婦等医療費給付申請書は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成20年3月18日規則第11号)

(施行期日等)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付規則、母子家庭医療費給付規則並びに寡婦等医療費給付規則の規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 この規則による改正前の乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付規則、母子家庭医療費給付規則並びに寡婦等医療費給付規則の様式は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成22年9月17日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年10月27日規則第20号）抄

- 1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第22号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の乳幼児、小学生、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付規則、ひとり親家庭医療費給付規則及び寡婦等医療費給付規則の規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月30日規則第14号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の乳幼児、小中学生、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付規則、ひとり親家庭医療費給付規則及び寡婦等医療費給付規則は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。
- 3 改正前の乳幼児、小学生、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付規則第8条、ひとり親家庭医療費給付規則第6条及び寡婦等医療費給付規則第6条の規定により受給者証の交付を受けている者に係る施行日以後の申請、交付、届出及び通知については、改正前の乳幼児、小学生、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付規則、ひとり親家庭医療費給付規則及び寡婦等医療費給付規則の規定によることができるものとする。

附 則（平成27年3月9日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月1日規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつてこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にさ

れた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、改正前のそれぞれの規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成30年3月30日規則第10号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条、第6条関係）

寡婦等医療費受給者証交付(更新)申請書

申請年月日	年	月	日
-------	---	---	---

(宛先) 久慈市長

次のとおり医療費受給者証の交付(更新)を申請します。なお、申請時及び毎年の更新時の審査を受けるために必要な申請者及び世帯員の所得状況、その他の受給資格に関わる情報を久慈市の保有する公簿等により確認することに同意します。

申請者	住所			
	氏名	印	電話	()

※太線の枠内を記入し、必要書類を添えて申請してください。

氏名	※上記承諾印	続柄	性別	生年月日	認定	平成	年度所得額
							受給者証番号
(フリガナ)	印	本人	男・女	大・昭・平 年 月 日	該当 非該当		円
個人番号							
(フリガナ)	印		男・女	大・昭・平 年 月 日	該当 非該当		円
個人番号							
(フリガナ)	印		男・女	大・昭・平 年 月 日	該当 非該当		円
個人番号							
(フリガナ)	印		男・女	大・昭・平 年 月 日	該当 非該当		円
個人番号							
(フリガナ)	印		男・女	大・昭・平 年 月 日	該当 非該当		円
個人番号							

加入健康保険	被保険者又は組合員氏名	続柄	資格取得年月日	年 月 日
	保険の種類	協会けんぽ・組合健保・国保(一般・退職)・国保組合・共済・船員・医師・歯科医師		
	記号番号	本人・被扶養者の別	本人・被扶養者	
	保険者名	保険者番号		

振込先	金融機関名	銀行・金庫 農協・信連連	支店 本店	(フリガナ) 口座名義人
	金融機関コード	普通預金		

不足書類	<input type="checkbox"/> 所得課税証明書 (申請者・世帯員) 年度 受領日	本人所得	円	受付印
	<input type="checkbox"/> 健康保険証	世帯所得	円	
本人確認	<input type="checkbox"/> その他 ()	課税対象	課税・非課税	
	<input type="checkbox"/> 運転免許証	受給者証	交付済・未()	
	<input type="checkbox"/> パスポート	受付	入力	
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード			
	<input type="checkbox"/> その他			

課長	係長	課員	担当者

上記のとおり審査した結果、(認定・却下)することとしてよろしいか伺います。

様式第2号(第6条関係)

(表)

受給者証番号		第	号
寡婦等医療費受給者証			
受給者	住所		
氏名		男・女	
生年月日	年	月	日
有効期間	年	月	日から
	年	月	日まで
医療機関等へのお願 医療保険各法等による一部負担金、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額をお受け取りください。			
市名及び印			
交付年月日	年	月	日

(印)

(裏)

注 意 事 項	
1	この証は、医療費の助成を受けることができる証ですから、大切に保持してください。
2	医療機関等において診療を受ける場合は、保険証に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
3	医療機関等から請求のあった一部負担金等は、窓口で支払い、月の最終受診日に寡婦等医療費給付申請書を窓口へ提出することにより、後日、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く一部負担金相当額から、医療機関等の診療報酬明細書(訪問看護療養費明細書を含む。)又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに、入院外に係る医療費については1,500円、入院に係る医療費については5,000円を控除した額の10分の8に相当する額が選付されます(受給者及び同一の生計を営む世帯の全員が市民税非課税である場合は、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く一部負担金相当額の10分の8に相当する額が選付されます。)
4	受給者の資格がなくなったり、又は有効期間を経過したときは、速やかに、この証を市長に返してください。
5	次のことが生じたときは、この証を添えて市長にその旨を届け出てください。 (1) 氏名に変更があったとき。 (2) 住所を変更したとき。 (3) 加入保険に変更があったとき。 (4) 届出住所に変更があったとき。 (5) 受給者及び同一の生計を営む世帯全員に市民税が課されなくなったとき。
6	取外の医療機関等でこの証が使えなかった場合は、領収書(保険診療が確認できるもの)の交付を受け、市長に医療費の給付を申請してください。
7	この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
8	不正にこの証を使用した者は、刑法により処罰されることがあります。

様式第3号(第6条、第16条関係)

寡婦等医療費受給者証交付台帳

受給者証番号	第 号	申請書受理年月日	年 月 日	受給者証交付年月日	年 月 日	再交付	年 月 日	
(フリガナ) 受給者氏名	(男・女)	住 所	(. . . 変更)	生年月日	年 月 日	認定要件		
所得判定	受給者・保護者・その他(受給者との続柄)	所得 金額	円	扶養 親族数	人	市民税の課税の有無	有・無	
有効期間	始 期	年 月 日	終 期	年 月 日				
加 入 医 療 保 険 等	保 険 種 別	記 号 ・ 番 号	被 保 険 者 氏 名	続 柄	保 険 者 名	所 在 地	附 加 給 付 の 内 容	備 考
	(. . . 変更)	(. . . 変更)	(. . . 変更)		(. . . 変更)	(. . . 変更)	(. . . 変更)	
公 費 負 担 医 療 種 別	公費負担保険者		公費負担受給者番号					
振 込 口 座 等	口座名義人	金融機関名	本・支店名	口座種別	口座番号	(その他特記事項)		
	(. . . 変更)	(. . . 変更)	(. . . 変更)	(. . . 変更)	(. . . 変更)			
	(. . . 変更)	(. . . 変更)	(. . . 変更)	(. . . 変更)	(. . . 変更)			

様式第4号(第6条関係)

寡婦等医療費受給者証交付(更新)不承認通知書

第 号
年 月 日

様

久慈市長

印

年 月 日付けで申請された寡婦等医療費給付規則による受給者証交付(更新)申請については、次の理由により交付できませんので通知します。

理由

備考1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に書面で審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、備考1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号(第7条関係)

寡婦等医療費受給者証再交付申請書

年 月 日

(宛先)久慈市長

届出人(受給者等)

住 所

氏 名



次のとおり受給者証の再交付を申請します。

受給者証番号	第 号		
受給者氏名		男・女	年 月 日生
保 険 種 別		保険証記号番号	
保 険 者 名			
再 交 付 申 請 理 由	1 破損(汚損) 2 紛失 3 その他()		
破いたり、なくした理由を詳しく書いてください。			

様式第6号(第11条関係)

寡婦等医療費給付申請書

年 月 日

(宛先)久慈市長

申請者(受給者等)

住 所

氏 名

㊟

年 月分の医療費一部負担金の給付を申請します。

受 給 者 名	受 給 者 証 番 号	保 険 証 記 号 番 号		
男・女	第 号			
保 険 種 別	区 分	保 険 者 名		
国保(一・退)・社保・共済・船保・()	本人・家族			
給 付 金 の 申 請 額	円			
給 付 金 の 受 領 方 法	受給者証交付申請書に記載した金融機関に振込みしてください。			
医 療 機 関 等 記 入 欄	診療実日数 日	総点数 点	公費負担医療点数 点	
	一部負担金受領額(公費負担医療自己負担分を含む。) (A)	食事療養標準負担額 (B)	生活療養標準負担額 (C)	標準負担額を除く一部負担受領額 (A) - (B) - (C)
	円	日 円	日 円	円
	上記の一部負担金を受領したことを証明する。 保険医療機関番号 保険医療機関名 管 理 者 名 ㊟			
一 部 負 担 金 A	高 額 療 養 費 等 額 B	給付決定額(A-B)×0.8		
円	円	円		

備考1 申請者は、太線の枠内に必要事項を記載してください。

2 医療機関等の証明に代えて、裏面に領収書を貼付することもできます。

3 医療機関等記載欄の診療実日数は、薬局にあっては、処方箋枚数を記載してください。

4 二重線の枠内は、記載しないでください。

様式第7号(第12条関係)

寡婦等医療費給付決定通知書

第 号
年 月 日

様

久慈市長



年 月診療分の 様に係る医療費の一部負担金については、審査の結果、次のとおり給付することに決定したので通知します。

給 付 額			円
受診医療機関等名			
口 座 振 込 払	金融機関名		
	口 座 番 号		
直 接 払	支 払 期 日		
	支 払 場 所		

備考1 直接払のときは、この通知書と一緒に受給者証及び印鑑を持参してください。

2 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に書面で審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

3 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、備考2の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8号(第12条関係)

寡婦等医療費給付却下通知書

第 号
年 月 日

様

久慈市長



年 月診療分の 様に係る医療費の一部負担金については、
審査の結果、次の理由により給付できませんので通知します。

理由

- 備考1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に書面で審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、備考1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第9号(第13条関係)

寡婦等医療費受給資格変更届

年 月 日

(宛先)久慈市長

届出人(受給者等)

住 所

氏 名



次のとおり変更があったので、受給者証を添えて届け出ます。

受給者証番号		第 号	
変更事項		変更前	変更後
受給者	氏 名		
	住 所		
加入医療保険等	保険種別		
	被保険者氏名		
	保険者名		
	記号番号		
振込先	口座名義人		
	金融機関	銀行 店	銀行 店
	口座番号		
	預金種別		
所得の状況			
その他			
変更年月日		年 月 日	

様式第10号(第13条関係)

寡婦等医療費受給資格喪失届

年 月 日

(宛先)久慈市長

届出人(受給者等)

住 所

氏 名



次のとおり受給資格を喪失したので、受給者証を添えて届け出ます。

受給者証番号	第 号	受給者氏名	
資格を喪失するに至った理由	1 該当要件を満たさなくなった(年齢、障害程度等)		
	2 他市町村に転出		
	3 死亡		
	4 医療保険の被保険者等の資格の喪失		
	5 その他(理由)		
喪失年月日		年 月 日	

様式第11号(第13条関係)

第 三 者 行 為 傷 病 届

年 月 日

(宛先)久慈市長

届出人(受給者等)

住 所

氏 名



次のとおり第三者行為により治療しましたので、届け出ます。

受給者氏名		性別	男・女	受給者証番号	第 号
加害者氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日生
加害者住所					
被害の状況					
受診医療 機 関 名		所在地			

- 備考1 警察署で事故証明書を作成してもらい、この届に添えて提出してください。
2 示談成立のときは、示談書の写しを添えて提出してください。

様式第12号(第15条関係)

寡婦等医療費返還通知書

第 号

年 月 日

様

久慈市長



先に支給した次の医療費について、返還されるよう通知します。

1 返還医療費

支 給 年 月 日	支 給 金 額	返 還 金 額
年 月 日	円	円

2 返還理由

3 返還金納付期日

年 月 日

4 返還金納付場所

備考 返還金納付の際は、この通知書を必ず持参してください。

